

**函館市日乃出清掃工場の整備
および管理運営事業**

**要求水準書
(管理運営編)**

令和2年11月16日

函 館 市

目 次

第1章 総 則	1-1
第1節 本書の位置付け	1-1
第2節 基本方針	1-2
1. 基本方針	1-2
第3節 業務概要	1-3
1. 委託名	1-3
2. 履行場所	1-3
3. 業務内容	1-3
4. 業務範囲	1-3
5. 業務期間	1-3
第4節 対象施設・対象廃棄物	1-4
1. 対象施設	1-4
2. 本施設の概要	1-4
3. 施設配置	1-5
4. 処理工程	1-6
5. 設備仕様	1-6
6. 環境管理基準	1-6
7. ユーティリティー条件	1-11
8. 施設の基本性能	1-11
9. 処理対象廃棄物	1-12
第5節 一般事項	1-13
1. 要求水準書の遵守	1-13
2. 関係法令等の遵守	1-13
3. 生活環境影響調査書の実施および遵守	1-13
4. 函館市一般廃棄物処理実施計画の遵守	1-13
5. 官公署の指導等	1-13
6. 官公署等申請への協力	1-13
7. 所轄官庁への報告	1-13
8. 市への報告・協力	1-15
9. 市の検査等への協力	1-15
10. 実施状況のモニタリング	1-15
11. 緊急時対応	1-15
12. 施設使用者等への安全確保	1-15
13. 地元雇用・地元活用	1-16

14. 障がい者雇用	1-16
15. 災害発生時の協力	1-16
16. 市の他施設との調整	1-16
17. 業務の引継ぎ	1-16
18. 個人情報の保護	1-16
19. 作成書類・提出書類	1-17
第6節 業務条件	1-18
1. 管理運營業務	1-18
2. 精密機能検査	1-18
3. 提案書の変更	1-18
4. 要求水準書の記載事項	1-18
5. 契約金額の変更	1-18
6. 業務期間終了時の引渡し条件	1-19
7. 貸与物および市職員使用範囲	1-19
第2章 管理運営体制	2-1
1. 業務実施体制【既設炉・新設炉共通】	2-1
2. 有資格者の配置【既設炉・新設炉共通】	2-1
3. 連絡体制【既設炉・新設炉共通】	2-2
第3章 受付管理業務（市所掌：業務対象外）	3-1
1. 受付管理【既設炉・新設炉共通】	3-1
2. 計量【既設炉・新設炉共通】	3-1
3. 処理料の徴収【既設炉・新設炉共通】	3-1
4. 案内・指示【既設炉・新設炉共通】	3-1
5. 搬入物の確認【既設炉・新設炉共通】	3-1
6. 受付時間【既設炉・新設炉共通】	3-1
第4章 運転管理業務	4-1
1. 本施設の運転管理業務【既設炉・新設炉共通】	4-1
2. 運転条件【既設炉・新設炉共通】	4-1
3. 搬入物の性状分析【既設炉・新設炉共通】	4-2
4. 搬入管理【既設炉・新設炉共通】	4-2
5. 適正処理【既設炉・新設炉共通】	4-2
6. 適正運転【既設炉・新設炉共通】	4-2
7. 灰搬出車両への積込み【既設炉・新設炉共通】	4-3
8. 委託業者への引き渡し等【既設炉・新設炉共通】	4-3
9. 搬出物の性状分析【既設炉・新設炉共通】	4-3
10. 運転計画の作成【既設炉・新設炉共通】	4-3
11. 運転管理マニュアルの作成【既設炉・新設炉共通】	4-3
12. 運転管理記録の作成【既設炉・新設炉共通】	4-3

第5章 維持管理業務	5-1
1. 維持管理業務【既設炉・新設炉共通】	5-1
2. 施設の機能維持【既設炉・新設炉共通】	5-1
3. 点検・検査計画の作成【既設炉・新設炉共通】	5-1
4. 点検・検査の実施【既設炉・新設炉共通】	5-4
5. 補修計画の作成【新設炉のみ】	5-4
6. 補修の実施【既設炉・新設炉共通】	5-4
7. 施設の保全【既設炉・新設炉共通】	5-5
8. 機器更新【新設炉のみ】	5-5
9. 長寿命化施設保全計画の作成および実施【新設炉のみ】	5-6
10. 改良保全【新設炉のみ】	5-6
11. 備品（機器の予備品および消耗品以外）・什器・物品・用役の調達【既設炉・新設炉共通】	5-6
12. 備品（機器の予備品および消耗品以外）・什器・物品・用役の管理【既設炉・新設炉共通】	5-6
13. 機器の予備品および消耗品等の調達【既設炉・新設炉共通】	5-6
14. 機器の予備品および消耗品等の管理【既設炉・新設炉共通】	5-6
第6章 環境管理業務	6-1
1. 本施設の環境管理業務【既設炉・新設炉共通】	6-1
2. 環境管理基準【既設炉・新設炉共通】	6-1
3. 環境保全計画【既設炉・新設炉共通】	6-1
第7章 安全衛生管理業務	7-1
1. 本施設の安全衛生管理業務【既設炉・新設炉共通】	7-1
2. 作業環境保全基準【既設炉・新設炉共通】	7-1
3. 作業環境保全計画【既設炉・新設炉共通】	7-1
第8章 情報管理業務	8-1
1. 情報管理業務【既設炉・新設炉共通】	8-1
2. 運転管理記録報告【既設炉・新設炉共通】	8-1
3. 点検・検査報告【既設炉・新設炉共通】	8-1
4. 補修・更新報告【既設炉・新設炉共通，既設炉の更新を除く】	8-1
5. 調達結果報告【既設炉・新設炉共通】	8-2
6. 環境保全報告【既設炉・新設炉共通】	8-2
7. 作業環境保全報告【既設炉・新設炉共通】	8-2
8. 施設情報管理【既設炉・新設炉共通】	8-2
9. 一般廃棄物処理施設の維持管理の記録に関する報告【既設炉・新設炉共通】	8-2
10. その他管理記録報告【既設炉・新設炉共通】	8-3
11. 情報公開支援【既設炉・新設炉共通】	8-3
第9章 市が行う売電等に係る支援	9-1

1. 売電の事務手続き【既設炉・新設炉共通】	9-1
第10章 自営線による電力供給	10-1
1. エネルギー需給調整【全面供用開始以降】	10-1
2. 近隣公共施設への自営線による電力供給【全面供用開始以降】	10-1
第11章 関連業務	11-1
1. 清掃【既設炉・新設炉共通】	11-1
2. 除雪【既設炉・新設炉共通】	11-1
3. 防火・防災管理【既設炉・新設炉共通】	11-1
4. 施設警備・防犯【既設炉・新設炉共通】	11-1
5. 見学者対応【既設炉・新設炉共通】	11-2
6. 住民対応【既設炉・新設炉共通】	11-2

第1章 総 則

第1節 本書の位置付け

函館市日乃出清掃工場は、昭和50年の供用開始以降、焼却炉増設工事やダイオキシン削減対策改造工事のほか、計画的な維持補修等を行いながら、ごみを焼却処理してきた。

しかし、当初稼働から40年以上が経過し、各設備・機器の故障頻度が増加するなど、老朽化が進行していることから、新たな焼却施設を整備することとした。

新たな施設は、平成29年度に策定した「函館市廃棄物処理施設整備基本計画」に基づき、既存の建物を利用し、プラント設備等を全面更新するものである。

このような状況の中、函館市（以下「市」という。）では、施設の整備工事を行うとともに、計画的かつ効率的な維持管理や運営を行うことにより、全体事業の最適化を行う「函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業」（以下「本事業」という。）を実施するものとした。あわせて、本事業では、環境省の循環型社会形成推進交付金等を活用し、要件に適合した整備工事を行うことで、循環型社会に寄与する施設とするとともに、経済的に優れた施設とすることを目的としている。

本要求水準書は、本事業の管理運営業務（以下「本業務」という。）について、日乃出清掃工場の基本性能を発揮させるとともに、その安全性を確保し、効率的な管理運営を実施するために、市が管理運営事業者（以下「事業者」という。）に対して要求する最低限順守すべき内容について定めるものである。

なお、管理運営にあたっては、本要求水準書を上回って行うことを妨げるものでなく、明記されていない事項であっても、施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

第2節 基本方針

1. 基本方針

事業者は本業務について、以下の基本方針を遵守すること。

- ・適切な維持管理により施設の基本性能（第4節 8. 参照）を発揮させ、適切に廃棄物の処理を行うこと。
- ・環境への負荷軽減を考慮すること。
- ・施設の安全性を確保し、安定的に稼働させること。

第3節 業務概要

1. 委託名

函館市日乃出清掃工場管理運営委託

2. 履行場所

函館市日乃出町 28 番

3. 業務内容

本業務は、函館市日乃出清掃工場の管理運営に関する業務の引継ぎ，運転管理業務，維持管理業務（用役管理含む），環境管理業務，安全衛生管理業務，情報管理業務，市が行う売電等に係る支援，自営線による電力供給，関連業務であり，本要求水準書に示すとおりである。

4. 業務範囲

本業務の業務範囲は別紙 1 を参照のこと。なお，建設期間中の既設炉の管理運営（維持管理業務の一部などを除く。）を含むものとする。

5. 業務期間

管理運営期間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 26 年 3 月 31 日まで

第4節 対象施設・対象廃棄物

1. 対象施設

本業務における対象施設（以下「本施設」という。）は以下のとおりである。

1) 函館市日乃出清掃工場

- (1) 工場棟
- (2) 管理棟
- (3) 計量棟
- (4) 植栽，外構，駐車場
- (5) その他施設（本事業の建設工事にて新たに設置される施設）

2. 本施設の概要

本施設の概要は以下のとおりである。

表 1-1 日乃出清掃工場の概要

全体	敷地面積	9,195.61 m ²
工場棟	施設規模	整備前：420t/日（120t/日（1・2号炉），180t/日（3号炉）） 整備後：300t/日（100t/日 3炉構成）
	処理方式	全連続燃焼ストーカ焼却方式
	排ガス処理	ろ過式集じん器，乾式吹込み方式，燃焼制御方式，活性炭噴霧
	排水処理	ごみ汚水：炉内噴霧による酸化蒸発処理 灰汚水：凝集沈殿ろ過処理後，可能なものは再利用の上，余剰排水は下水処理水で希釈後，下水放流 洗車排水：沈砂槽で処理後，下水放流 生活排水：下水放流 プラント排水：処理後，可能なものは再利用の上，余剰排水は下水処理水で希釈後，下水放流
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式 エコノマイザ
	発電設備	蒸気タービン発電（整備前は3号炉のみ）
その他	管理棟，計量棟，外構施設等	

3. 施設配置

既設日乃出清掃工場の施設配置図は以下のとおりである。

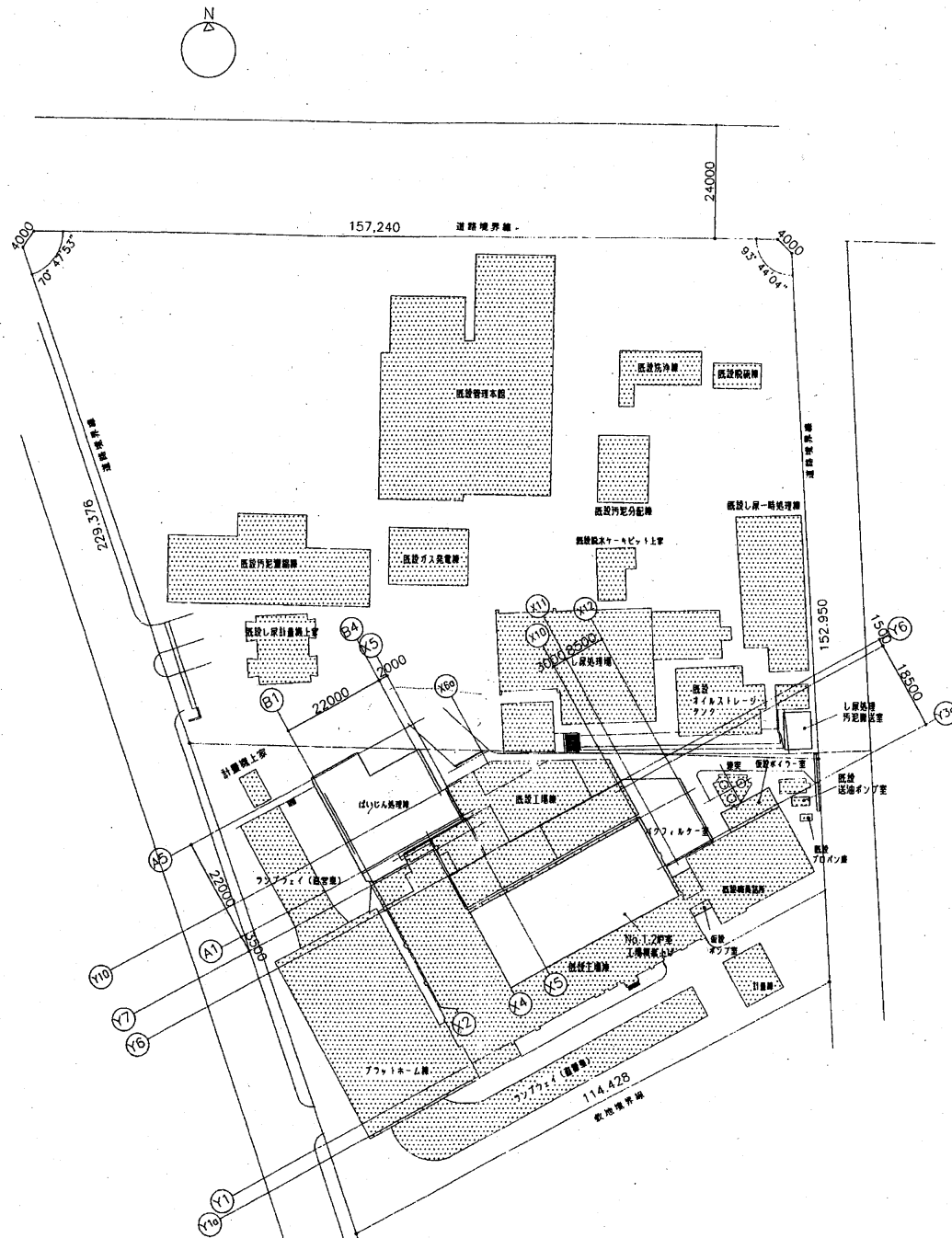


図 1-1 日乃出清掃工場 施設配置図

4. 処理工程

本施設における処理工程は、「函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業 要求水準書（設計・建設編）」を基に、実施設計において定める。なお、既設処理工程は、閲覧用参考資料内の「函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業 既設清掃工場関係資料」に示す。

5. 設備仕様

本施設の設備仕様を「函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業 要求水準書（設計・建設編） p. 1－5～1－7」に示す。

6. 環境管理基準

本施設の環境管理基準値は以下のとおりである。なお、既設管理基準値は、閲覧用参考資料内の「函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業 既設清掃工場関係資料」に示す。

1) 排出ガス基準値

- | | |
|---------------|---|
| ① ばいじん | : 0.02g/m ³ N 以下（乾きガス，O ₂ 12%換算） |
| ② 硫黄酸化物 | : 100ppm 以下（乾きガス，O ₂ 12%換算） |
| ③ 塩化水素 | : 65mg/m ³ N（40ppm）以下（乾きガス，O ₂ 12%換算） |
| ④ 窒素酸化物 | : 150ppm 以下（乾きガス，O ₂ 12%換算） |
| ⑤ ダイオキシン類 | : 0.1ng-TEQ/m ³ N 以下（乾きガス，O ₂ 12%換算） |
| ⑥ 水銀 | : 30 μg/m ³ N 以下（乾きガス，O ₂ 12%換算） |
| ⑦ 一酸化炭素（煙突出口） | : 30ppm 以下（O ₂ 12%換算，4 時間平均値）
100ppm 以下（O ₂ 12%換算，1 時間平均値） |

2) 排水基準値

施設内の排水については、公共用水域へは放流せず、下水道放流を行うことを基本とする。

また、下水道放流時における排水濃度については、「下水道法」，「函館市下水排除基準」の基準を遵守することとし、基準値を次ページに示す。

表 1-2 排水（水質）の基準値

水質項目		排除基準
水素イオン濃度		水素指数 5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)		1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
浮遊物質 (SS)		1 リットルにつき 600 ミリグラム未満
カドミウム及びその化合物		1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム以下
シアン化合物		1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム以下
有機リン化合物		1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
鉛及びその化合物		1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム以下
六価クロム化合物		1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム以下
ひ素及びその化合物		1 リットルにつきひ素 0.1 ミリグラム以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム以下
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
トリクロロエチレン		1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
テトラクロロエチレン		1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
ジクロロメタン		1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
四塩化炭素		1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン		1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン		1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		1 リットルにつき 0.4 ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン		1 リットルにつき 3 ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン		1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロペン		1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
チウラム		1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
シマジン		1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下
チオベンカルブ		1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
ベンゼン		1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
セレン及びその化合物		1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム以下
ほう素及びその化合物		1 リットルにつきほう素 230 ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物		1 リットルにつきふっ素 15 ミリグラム以下
1,4-ジオキサン		1 リットルにつき 0.5 ミリグラム以下
フェノール類		1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
銅及びその化合物		1 リットルにつき銅 3 ミリグラム以下
亜鉛及びその化合物		1 リットルにつき亜鉛 2 ミリグラム以下
鉄及びその化合物 (溶解性)		1 リットルにつき鉄 10 ミリグラム以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)		1 リットルにつきマンガン 10 ミリグラム以下
クロム及びその化合物		1 リットルにつきクロム 2 ミリグラム以下
ダイオキシン類		1 リットルにつき 10 pg-TEQ 以下
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		1 リットルにつき 380 ミリグラム未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	動植物油脂類含有量	1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
	鉱油類含有量	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
温度		45 度未満
ヨウ素消費量		1 リットルにつき 220 ミリグラム未満

3) 騒音・振動基準値

敷地境界線において下記の基準値以下とする。

項 目		単位	新施設	
			管理基準値	法規制値
騒音	朝 (6:00～8:00)	dB (A)	55 以下	55 以下
	夕 (19:00～22:00)			
	昼 (8:00～19:00)	dB (A)	65 以下	65 以下
	夜 (22:00～翌6:00)	dB (A)	50 以下	50 以下
振動	昼 (8:00～19:00)	dB	65 以下	65 以下
	夜 (19:00～翌8:00)	dB	60 以下	60 以下

なお、中央制御室・職員控室・会議室・事務室等の騒音・振動は、事務所衛生基準規則に則るとともに、業務等に支障をきたさない状態とすること。

4) 悪臭基準値

煙突排ガスや施設内のごみピット等から発生する臭気については、以下に示す悪臭防止法に基づき定められる規制値を遵守すること。なお、職員等が常時配置の場所の臭気は業務に支障をきたさないようにすること。

表 1-3 悪臭基準（物質濃度）

物 質	敷地境界線の基準 (ppm 以下)	排出口の基準	排出水の基準
アンモニア	1	○	
メチルメルカプタン	0.002		○
硫化水素	0.02	○	○
硫化メチル	0.01		○
二硫化メチル	0.009		○
トリメチルアミン	0.005	○	
アセトアルデヒド	0.05		
プロピオンアルデヒド	0.05	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	○	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	○	
イソバレルアルデヒド	0.003	○	
イソブタノール	0.9	○	
酢酸エチル	3	○	
メチルイソブチルケトン	1	○	
トルエン	10	○	
スチレン	0.4		
キシレン	1	○	
プロピオン酸	0.03		
ノルマル酪酸	0.001		
ノルマル吉草酸	0.0009		
イソ吉草酸	0.001		

※○は、基準の適用があることを示す。

出典：平成 12 年函館市告示第 202 号（最終改正 平成 24 年 告示第 285 号）

排出口の規制基準は、特定悪臭物質（表 1-3 の○印の 13 物質）の種類毎に、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次式により算出して得られた流量を許容限界とする。

$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ q : 流量 (m ³ N/時) He : 補正された排出口の高さ (m) Cm : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)

5) 処理生成物の排出基準

処理生成物の基準については、「特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準」、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、表 1-4 のとおりとする。

表 1-4 処理生成物基準

処理生成物基準		基準値
	項目	
溶出基準 (中間処理されたばいじん)	アルキル水銀化合物	不検出
	水銀またはその化合物	0.005mg/L 以下
	カドミウムまたはその化合物	0.09mg/L 以下
	鉛またはその化合物	0.3mg/L 以下
	六価クロムまたはその化合物	1.5mg/L 以下
	ひ素またはその化合物	0.3mg/L 以下
	セレンまたはその化合物	0.3mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
焼却灰・飛灰固化物のダイオキシン類含有量		3 ng-TEQ/g 以下

※ 不検出とは、定量下限値未満であることを示す。

7. ユーティリティ条件

ユーティリティ条件は以下のとおりである。

1) 電気

高圧電力 6,600V, 1 回線
契約電力 2,200 kW (想定)

2) 用水

上水 100φ, 50φ

ただし、老朽化の進行および災害時の取水を確保する目的から、耐震管となっている国道 278 号の本管 (φ200) より、本工事において耐震管を敷設して引き込むものとする。

3) ガス

プロパンガス

都市ガスの供給区域 (中圧管は 670m, 低圧管は 180m 敷地から離れた地点に整備)

4) 排水

(1) ごみ排水

炉内噴霧による酸化蒸発処理

(2) 灰汚水

凝集沈殿ろ過処理後、可能なものは再利用の上、余剰排水は下水処理水で希釈後、下水放流

(3) 洗車排水

沈砂槽で処理後、下水放流

(4) 生活排水

下水放流

(5) プラント排水

処理後、可能なものは再利用の上、余剰排水は下水処理水で希釈後、下水放流

5) 電話

ひかり電話等 20 回線および既存施設と同等の電話番号数、アナログ専用線 2 回線、データ通信用 (ひかり) 2 回線

8. 施設の基本性能

本要求水準書に示す本施設の基本性能とは、環境管理基準 (6. 参照) を遵守し、安全で安定的に「第 4 章 2. 1) 処理能力」(300t/日 (100t/日×3 炉)) に示す処理を可能とする能力であり、本業務開始時においては以下の図書において示されるものである。

また、函館市日乃出清掃工場整備工事 (以下、「本工事」という。) 終了時の本施設の基本性能は、「函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業 要求水準書 (設計・建設編)」に示

す「正式引渡し」時において確認される施設の性能である。

事業者は、業務期間中、本施設の基本性能を維持しなければならない。

図書名

函館市日乃出清掃工場建設工事，焼却炉増設工事，ダイオキシン削減対策改造工事 竣工図書一式（閲覧用参考資料内の「函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業 既設清掃工場関係資料」参照）

9. 処理対象廃棄物

1) 対象廃棄物の種類

本施設における処理対象廃棄物を以下に示す。

表 1-5 処理対象廃棄物

対象物	
搬入廃棄物	燃やせるごみ
	破砕処理可燃性残さ（燃やせるごみの4%程度）
搬出物	不燃残さ（焼鉄，大塊物等）
	主灰，飛灰処理物

2) 搬入物の性状

本施設へ搬入される計画ごみ質を以下に示す。

表 1-6 搬入廃棄物の設計条件（参考）

項目		単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量		kJ/kg	6,430	10,465	14,500
三成分	水分	%	53.8	42.6	31.7
	可燃分	%	40.1	50.5	60.6
	灰分	%	6.1	6.9	7.7

第5節 一般事項

1. 要求水準書の遵守

事業者は、本要求水準書に記載される要件について、遵守すること。

2. 関係法令等の遵守

事業者は、業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例」等の関係法令等を遵守すること。「表 1-7 関係法令等例示」に関係法令等の例を示す。

3. 生活環境影響調査書の実施および遵守

事業者は、業務期間中、市が実施した生活環境影響調査に従い、必要な保全措置等を講じた上で、管理運営を行うこと。なお、実施設計により調査結果の修正・変更が必要となった場合には、事業者が作成した「函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業に伴う生活環境影響調査書」を遵守すること。また、市が実施する調査または事業者が自ら行う調査により、環境に影響を与えるおそれが見られる場合は、市と協議のうえ、対策を講じること。

4. 函館市一般廃棄物処理実施計画の遵守

事業者は、業務期間中、市が毎年度定める「函館市一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

5. 官公署の指導等

事業者は、業務期間中、官公署の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は契約書に定めるものとする。

6. 官公署等申請への協力

事業者は、市が行う管理運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、市の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。資料の作成・提出に必要な関連費用（官公署への申請等の書類作成・提出に要する費用、説明等支援に要する費用等）は全て事業者が負担すること。なお、事業者が行う管理運営に係る申請に関しては、事業者の責任により行うこと。

7. 所轄官庁への報告

本施設の管理運営に関して、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、市の指示に基づき、事業者の責任により速やかに対応すること。

表 1-7 関係法令等例示

・都市計画法 ・建築基準法 ・建設業法 ・消防法 ・道路法 ・道路交通法 ・砂防法 ・森林法 ・下水道法 ・水道法 ・環境基本法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・大気汚染防止法 ・水質汚濁防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 ・労働基準法 ・労働安全衛生法 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・航空法 ・電波法 ・有線電気通信法 ・電気事業法 ・電気工事士法 ・電気用品取締法 ・計量法 ・高圧ガス取締法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・毒物及び劇物取締法 ・駐車場法 ・工場立地法	・事務所衛生基準規則 ・危険物の規制に関する規則・政令 ・一般高圧ガス保安規則 ・特定化学物質等障害予防規則 ・電気設備に関する技術基準 ・電気工作物の溶接に関する技術基準 ・クレーン等安全規則 ・クレーン構造規格 ・クレーン過負荷防止装置構造規格 ・電気機械器具防爆構造規格 ・溶接技術検定基準(JIS Z 3801) ・ボイラ及び圧力容器安全規則 ・ボイラ構造規格 ・圧力容器構造規格 ・日本産業規格(JIS) ・日本農林規格(JAS) ・電気規格調査会標準規格(JEC) ・日本電機工業会標準規格(JEM) ・電線技術委員会標準規格(JCS) ・日本油圧工業会規格(JOHS) ・内線規程 ・電気供給規程 ・地方自治法 ・グリーン購入法 ・特定フロンの排出抑制・使用合理化指針 ・北海道環境基本条例 ・北海道公害防止条例 ・函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例 ・函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則 ・函館市環境基本条例 ・函館市下水道条例 ・ごみ処理施設性能指針 ・その他関係法令，規格，規程，総理府令，通達及び技術指針等
--	--

8. 市への報告・協力

- 1) 事業者は、施設の管理運営に関して、市が求める報告、記録、資料等を速やかに提出すること。
- 2) 事業者は、定期的な報告は「第8章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第1章 第5節 11. 緊急時対応」に基づくこと。

9. 市の検査等への協力

市が事業者の運転や設備の点検等を含む管理運営全般に対する立入検査を行う時は、事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

10. 実施状況のモニタリング

- 1) 市は、事業者から提出される書類を元に、本業務の履行状況についてモニタリングを実施する。事業者は、市の実施するモニタリングに対して協力すること。
- 2) 市の実施するモニタリングに際し、事業者自ら業務のモニタリングを事前に実施すること。

11. 緊急時対応

- 1) 事業者は、地震・台風等災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境および施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- 2) 事業者は、緊急時（ごみピット火災を含む）における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善し、速やかに市に報告すること。
- 3) 事業者は、台風・大雨等による被害発生時、火災および事故発生時に備えて、警察、消防、市等への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合には、速やかに市に報告すること。
- 4) 事業者は、緊急対応マニュアルに基づき、防災組織および連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の実施については事前に市に連絡し、実施結果について報告すること。
- 5) 緊急時対応した場合には、事業者は直ちに対応状況および運転記録等を市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出すること。
- 6) 事業者は、災害等発生時に、本業務が早期に復旧できるよう事業継続計画を作成し、市へ提出すること。

12. 施設使用者等への安全確保

事業者は、本施設への搬入者・見学者等の安全を確保する体制を整備し、搬入者・見学者等の安全を確保すること。

1 3. 地元雇用・地元活用

- 1) 事業者は、本施設の管理運営にあたっては、本業務契約以前の雇用状況を考慮し、積極的に市内での雇用促進に努めること。
- 2) 事業者は、本業務の実施に際して、極力、地元事業者の活用に努めること。

1 4. 障がい者雇用

事業者は、本施設の管理運営にあたっては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者の雇用促進に配慮すること。

1 5. 災害発生時の協力

災害その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、市が他市町と結んでいる協定、函館市災害廃棄物処理計画に沿って受入処理または他市町への搬出を実施しようとする場合、事業者はその処理に協力しなければならない。なお、処理に係る費用については、原則として変動費にて支払うものとする。

1 6. 市の他施設との調整

事業者は、市が、市の他施設と本施設の間で、廃棄物等の搬入・搬出量の調整を行う場合は、市に協力すること。

1 7. 業務の引継ぎ

事業者は、管理運営業務開始までに、本施設の管理運営に関して必要な既設炉に係る運転業務の引継ぎを、市の指示に従い受けたうえで、管理運営業務開始の3カ月前までに既設炉に係る業務実施計画書を提出し、市の承諾を得ること。なお、その引継ぎに係る費用は事業者の負担とする。

1 8. 個人情報の保護

- 1) 事業者は、個人情報の保護に関する法律および関係法令ならびに函館市個人情報保護条例を遵守し、本事業によって知り得た場合は、個人情報を適切に管理すること。
- 2) 事業者は、個人情報の管理にあたり、個人情報管理マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。

19. 作成書類・提出書類

事業者は、本業務の実施に際し、必要な事項を記載した業務実施計画書を管理運営業務開始前に市に提出し承諾を得ること。提出は、既設炉の管理運営、新設の各炉の管理運営が開始する3カ月前までに、管理運営業務対象範囲の変更を反映したものを提出すること。

業務実施計画書には、事業者の業務実施方針、目的および各業務内容等を必ず記載すること。

なお、計画書を変更する場合には、市の承諾を得ること。また、管理運営業務開始後、業務実施計画書を変更する場合は、市と協議し、速やかに提出すること。

表 1-8 業務実施計画書の構成（参考）

①運転管理業務実施計画書
・業務実施体制表
・月間運転計画、年間運転計画
・環境保全基準、環境保全計画
・作業環境基準、作業環境保全計画
・エネルギー需給調整計画
・運転管理マニュアル
・運転管理記録様式
・日報・月報・年報様式 等を含む
②維持管理業務実施計画書
・業務実施体制表
・調達計画
・点検・検査計画
・補修・更新計画 等を含む
③情報管理業務実施計画書
・各種報告書様式
・各種報告書提出要領 等を含む
④関連業務実施計画書
・清掃要領・体制
・防火管理要領・体制
・施設警備防犯要領・体制
・見学者対応要領・体制
・住民対応要領・体制 等を含む
⑤その他
・緊急対応マニュアル
・事業継続計画
・個人情報管理マニュアル
・安全管理衛生体制
・安全作業マニュアル 等を含む

第6節 業務条件

1. 管理運営業務

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- ① 函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業 特定事業契約書
- ② 函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業 要求水準書（設計・建設編）
- ③ 函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業 要求水準書（管理運営編）
- ④ 函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業 提案書
- ⑤ その他市の指示するもの

2. 精密機能検査

事業者は、本施設の基本性能（第4節 8. 参照）が発揮されるよう、本業務を行うこと。

業務期間中の最初の精密機能検査は、設計建設期間終了後の初年度に第三者機関にて実施すること。なお、詳細な検査実施項目については、市と事前に協議するものとする。設計・建設期間中に当該検査が必要となる場合には、市が実施するものとする。

3. 提案書の変更

業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において本要求水準書を満足させるよう、提案書の変更を行うものとする。

4. 要求水準書の記載事項

1) 記載事項の補足等

本要求水準の記載事項については、本要求水準書を上回って実施することを妨げるものでなく、明記されていない事項であっても、施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「（参考）」と記載されたものは、一例を示すものである。

事業者は「（参考）」と記載されたものについて、施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

5. 契約金額の変更

「3. 提案書の変更」または、「4. 要求水準書の記載事項」の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

6. 業務期間終了時の引渡し条件

市は業務期間終了をもって本施設の運用を終了する予定であり、事業者は業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を引き渡すこと。

- 1) 本書に記載のある業務を、事業期間終了まで実施することに支障のない状態であること。
- 2) 業務期間終了時のごみピット、灰ピット、飛灰固化物バンカ、処理水槽等の残留物は全て処理すること。
- 3) 上記も含め、引渡し条件の詳細については、業務期間終了5年前から、市と協議すること。

7. 貸与物および市職員使用範囲

- 1) 事業者は、市の所有する物品等のうち、市の許可を得たものについて、適切に管理することを前提に、無償にて使用することができる。なお、貸与物品等が破損等した場合については、事業者の責任で修理・処分等を行うこと。
- 2) 事業者は、本事業期間中、要求水準書（設計・建設編）に示す職員用諸室について、市が継続使用する為、使用できない。ただし、市と事業者との兼用によるとして市の承諾を得た部分についてはこの限りではない。

第2章 管理運営体制

1. 業務実施体制【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、本業務の実施にあたり、管理運営に関する業務の引継ぎ、受付管理業務（市業務への協力）、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、安全衛生管理業務、情報管理業務、市が行う売電等に係る支援、自営線による電力供給、関連業務の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した業務実施体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

2. 有資格者の配置【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、本業務の現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者になり得る資格を有する者で、一般廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する者を、運営開始後5年間以上継続して配置すること。なお、運営開始後5年目以降についても、同等の能力を有する者を配置し、市の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者を配置すること。なお、配置される電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、電気事業法第43条および「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成29年8月24日改正）」に基づき選任されるものとする。
- 3) 事業者は、本業務を行うにあたり、その他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

表 2-1 管理運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	維持管理に関する技術上の管理者
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理 （常時50人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理 （常時50人以上の労働者を使用する事業場）
酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第1種圧力容器取扱作業主任者	第1・2種圧力容器の取扱作業
5tクレーン技能講習	クレーンの運転
電気主任技術者	電気工作物の工事維持および運用に関する保安の監督
ボイラー・タービン主任技術者	ボイラー・タービンの工事維持および運用に関する保安の監督
特定化学物質等作業主任者	

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

3. 連絡体制【既設炉・新設炉共通】

事業者は、平常時および緊急時の市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

第3章 受付管理業務（市所掌：業務対象外）

1. 受付管理【既設炉・新設炉共通】

- 1) 市は、廃棄物を搬入・搬出する車両を計量棟において記録・確認し、管理を行う。
- 2) 市は、直接ごみを搬入しようとするものに対して、市が定める受入基準を満たしていることを確認する。直接搬入ごみが受入基準を満たしていない場合は、受け入れない。受入基準は、原則として毎年度、事業者と協議のうえ市が定めるものとする。

2. 計量【既設炉・新設炉共通】

市は、搬入・搬出車両を計量棟において計量し、その記録を管理する。運転管理等業務に必要な情報は、必要に応じて事業者へ提供するものとし、詳細は別途協議により定めるものとする。

3. 処理料の徴収【既設炉・新設炉共通】

市は、条例に基づき、本施設に直接ごみを搬入しようとするものから、処理料を徴収する。

4. 案内・指示【既設炉・新設炉共通】

市は、直接搬入ごみの搬入車両に対し、ごみの降ろし場所について、案内・指示を行う。

5. 搬入物の確認【既設炉・新設炉共通】

- 1) 市は、清掃工場に搬入される廃棄物について、プラットフォームにおいて、受入禁止物の発見に努める。
- 2) 市は、直接搬入ごみに含まれる受入禁止物の確認をプラットフォーム内にて実施し、その混入を防止する。
- 3) 市は、搬入廃棄物の中から受入禁止物を発見した場合、その受入禁止物を返還し、処分方法を案内する。
- 4) 事業者は、市が行うプラットフォーム内での搬入検査に対して協力すること。

6. 受付時間【既設炉・新設炉共通】

- 1) 市は、事業者と協議のうえ市の定める受付時間において、計量棟にて受付業務を行う。
- 2) 市は、日曜日、年末年始、平日夜間等、前項の受付時間外についても、市が事前に通告する場合は、受付業務を行う。

第4章 運転管理業務

1. 本施設の運転管理業務【既設炉・新設炉共通】

事業者は、精密機能検査（第1章 第6節 2. 参照）を踏まえ、本施設の各設備を適切に運転し、本施設の基本性能（第1章 第4節 8. 参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、環境管理基準等を遵守し適切に処理するとともに、運転管理業務を行うこと。

2. 運転条件【既設炉・新設炉共通】

事業者は、以下に示す運転条件に基づき、函館市日乃出清掃工場（以下、「清掃工場」という。）を適切に運転管理すること。

1) 処理能力

清掃工場の処理対象廃棄物（第1章 第4節 9. 参照）に対し、300t/日（100t/日×3炉）の処理を可能とすること。ただし、建設期間中は各炉の規模および工事進捗状況に応じた処理能力とする。

2) 計画処理量

低質および高質の処理対象廃棄物（第1章 第4節 9. 参照）において、年間 73,143t 以上の処理を可能とすること。ただし、建設期間中は別紙3の搬入量を前提に、工事の状況に応じて可能な限り処理を行うものとする。

3) 年間運転日数

清掃工場の年間運転日数は以下の条件を満たすものとする。

- (1) 搬入される廃棄物を適正かつ効率的に処理すること。
- (2) 各年度に市が示す計画処理量を安全かつ安定的に滞りなく処理すること。

4) 運転時間

清掃工場の運転時間は、24時間/日とする。

5) 施設動線

事業者は、通常時、繁忙時、緊急時を想定した動線計画を市と協議のうえ、作成し、実施すること。なお、変更が生じた場合、市の承諾を得ること。

6) 計画ごみ質

(1) ごみの種類

「第1章 第4節 9. 1) 対象廃棄物の種類」参照

(2) 対象廃棄物の設計条件

「第1章 第4節 9. 2) 搬入物の性状」参照

7) 環境管理基準

「第1章 第4節 6. 環境管理基準」参照

8) ユーティリティー条件

「第1章 第4節 7. ユーティリティー条件」参照

9) 車両等の仕様

副資材等の搬入車両については、清掃工場の管理運営に支障のない車両を選定すること。

3. 搬入物の性状分析【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、清掃工場に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。分析項目、方法、頻度は、「昭和52年11月4日環整第95号」による「一般廃棄物処理事業に対する指導を伴う留意事項」を満たすこと。
- 2) 事業者は、再生可能エネルギー固定価格買取制度申請に伴う分析項目・方法・頻度を満たすこと。

4. 搬入管理【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、市が行う受入禁止物の混入防止のための周知・啓発に協力すること。
- 2) 事業者は、清掃工場に搬入される廃棄物について、ごみピットにおいて、受入禁止物の発見に努めること。
- 3) 事業者は、搬入廃棄物の中から受入禁止物を発見した場合、市に報告し、市の指示に従うこと。
- 4) 事業者は、本施設内において、事故等が発生しないように、適切な安全管理を行うこと

5. 適正処理【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、管理基準等を遵守し、適切に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。なお、当該廃棄物の処理に係る費用は、全て事業者が負担し、当該廃棄物を本施設で再度処理する場合であっても、市は一切の費用を負担しないことに留意すること。
- 2) 事業者は、本施設より排出される主灰、飛灰固化物等が関係法令、管理基準を満たすように適切に処理すること。主灰、飛灰固化物等が上記の関係法令、管理基準を満たさない場合、事業者は上記の関係法令、管理基準を満たすよう必要な処理を行うこと。
- 3) 事業者は、ごみピット等で火災等が発生させないように適切に管理を行うこと。火災等が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い適切に対応するとともに、再発防止策を計画し、市の承諾を得ること。

6. 適正運転【既設炉・新設炉共通】

事業者は、清掃工場の運転が、関係法令、環境管理基準等を満たしていることを自らが行う

検査によって確認し、その結果を市に報告すること。

7. 灰搬出車両への積み込み【既設炉・新設炉共通】

事業者は、清掃工場から搬出される主灰、飛灰固化物等を市の他施設へ搬出する車両への積み込作業を行うこと。

8. 委託業者への引き渡し等【既設炉・新設炉共通】

事業者は、清掃工場から排出される不燃残さ（焼鉄、大塊物等）について、市が契約する委託業者へ引き渡しを行うこと。

9. 搬出物の性状分析【既設炉・新設炉共通】

事業者は、本施設より搬出する主灰、飛灰処理物等の性状について定期的（法定以上）に分析・管理を行うこと。

10. 運転計画の作成【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、本施設の年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、市の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、実施すること。
- 3) 事業者は、年間運転計画および月間運転計画に変更が生じた場合、市と協議のうえ、計画の変更を行うこと。
- 4) 事業者は、定期点検、定期補修を行う場合、2炉運転を原則とし、最低限の全炉休止期間をもって安全作業が十分確保できるよう配慮のうえ計画すること。なお、建設期間中の既設炉の補修・整備は市が行うため、詳細について市と協議・調整すること。

11. 運転管理マニュアルの作成【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、本施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての排出ガス等運転管理値を設定するとともに、操作手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転を実施すること。なお、既設炉については既設炉の運転管理マニュアルを踏襲し、必要に応じて統合整理すること。
- 2) 事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善すること。なお、運転管理マニュアルを変更する場合は、市の承諾を得ること。

12. 運転管理記録の作成【既設炉・新設炉共通】

事業者は、以下の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成しなければならない。なお、記録の内容については、市の指示に従うこと。

- ① 運転データ
- ② 用役データ
- ③ 保守点検・検査、補修・整備内容等

第5章 維持管理業務

1. 維持管理業務【既設炉・新設炉共通】

事業者は、精密機能検査（第1章 第6節 2. 参照）を踏まえ、本施設の基本性能（第1章 第4節 8. 参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、環境管理基準等を遵守した適切な処理が可能となるよう、本施設の維持管理業務を行うこと。

ただし、本事業の建設工事において更新・補修を行っていない設備（既設流用）の点検・補修については、日常的な点検・法定点検を除き、市の所掌とする。これらの設備の整備不良に伴い、適正処理に支障が出た場合も市の所掌とする。

また、建設期間中における既設炉の維持管理業務のうち、「6. 補修の実施」の一部費用負担、「8. 機器更新」、「10. 改良保全」に示す業務は、市の所掌とする。

2. 施設の機能維持【既設炉・新設炉共通】

事業者は本施設の基本性能（第1章 第4節 8. 参照）を業務期間にわたり維持すること。

3. 点検・検査計画の作成【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、点検および検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- 2) 事業者は、本施設の点検・検査計画について、日常点検、定期点検、法定点検・検査（表5-1 法定点検項目（参考））、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、業務期間を通じたもの）を作成し市の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、すべての点検・検査について、本施設の基本性能の維持および運転の効率性を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検および予備品、消耗品の交換作業は同時に行うこと。
- 4) 事業者は、機器別の管理方法を明記した機器別管理基準を作成し、市の承諾を得たうえで、当該基準に従って管理すること。また、内容は必要に応じて更新し、変更が生じた場合には、速やかに市に報告すること。

表 5-1 法定点検項目（参考）

設備名	法律名	備考
ボイラ	電気事業法 第 55 条 定期事業者検査	2 年 1 回
	第 55 条 定期安全管理審査	2 年 1 回
タービン	電気事業法 第 55 条 定期事業者検査	4 年 1 回
	第 55 条 定期安全管理審査	4 年 1 回
クレーン ごみクレーン 2 基 灰クレーン 1 基 ホイスト式 クレーン 基	労働安全衛生法 クレーン安全規則 第 34 条 定期自主検査(荷重試験等)	1 年 1 回
	第 35 条 定期自主検査(ワイヤーロープ等)	1 月 1 回
	第 36 条 作業開始の点検	1 日 1 回
	第 38 条 自主検査の記録	3 年間保存
	第 40 条 性能検査	2 年に 1 回
第 1 種圧力容器 給湯温水発生器 暖房温水発生器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第 67 条 定期自主検査	1 月 1 回
	第 73 条 性能検査	1 年 1 回
第 2 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第 88 条 定期自主検査	1 年 1 回
計量機(トラックスケール) 30t × 基	計量法 第 139 条 定期検査	2 年毎
消防用設備	消防法 第 17 条 3 の 3 点検及び報告 施行規則 第 31 条の 4 点検の内容及び方法	報告は 1 年に 1 回 (市消防指示による)
無線設備	電波法 第 13 条 無線局免許手続規制 第 17 条(再免許申請)	5 年に 1 回
電力取引計器 (売電用)	計量法 第 72 条 検定証の有効期間 計量法施行令 第 18 条 特定計量機別表第 3	7 年間
電気設備	電気事業法 第 106 条 電気関係報告規則 第 2 条 自家用発電所半期報告	1 年に 2 回(4, 10 月)
	電気関係報告規則 第 3 条 事故報告	発生時(速報および詳細)
	施行規則 第 51 条第 2 項 保安規定変更届	適宜
	施行規則 第 55 条 主任技術者選任, 解任	適宜
酸素欠乏危険場所	労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則 第 3 条	作業開始前
貯水槽	水道法 施行規則 23 条 水槽の清掃	1 年に 1 回
	施行規則 24 条 検査	1 年に 1 回
地下タンク	消防法 第 14 条の 3 法定点検	1 年に 1 回 (市消防指示による)

設備名	法律名	備考
一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 8 条の 3(施設の維持管理) 省令第 4 条の 5(施設の技術上の基準) 燃焼温度 800℃以上, 集じん器入口 200℃以下 熱灼減量 10%以下, CO 濃度 100ppm 以下 排ガス中のダイオキシン類濃度測定	1 年 1 回
	ばい煙測定	2 月 1 回
	厚生省通知(環整第 95) ごみ質	1 年 4 回
	熱灼減量	1 月 1 回
	第 8 条の 4(記録及び閲覧) 維持管理記録作成	1 月 1 回
	施行規則第 5 条 精密機能検査	3 年 1 回
	施行令 第 4 条の 2(埋立処分に関する基準) 環境大臣が定める方法 飛灰中の重金属	1 年 1 回
	大気汚染防止法 施行規則第 15 条 ばい煙測定(ばいじん, 塩化水素, 窒素酸化物, 硫黄酸化物)	2 月 1 回
	施行規則第 16 条の 12 水銀濃度測定	4 月 1 回
	ダイオキシン類対策特別措置法 第 2 8 条 1, 2 排ガス, 排出水の測定義務 (排ガス, 排出水, ばいじん, 主灰, 飛灰処理物)	1 年 1 回
	労働安全衛生規則 第 592 条の 2(作業環境ダイオキシン類) 定期的に空気中のダイオキシン類濃度測定	1 年 2 回
	建築基準法 第 12 条第 4 項 定期点検	1 年 1 回 (建築設備)
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達 に関する特別措置法 (FIT 法) 施行規則 第 5 条第 11 項イ (FIT 適用の場合) バイオマス比率	1 月 1 回
ガス濃度計	計量法 第 16 条 四成分分析濃度計(CO, O ₂ , SO ₂ , NO ₂)	8 年 1 回
薬品貯留設備	水質汚濁防止法 第 14 条 環境省令で定めるところにより定期に点検し, そ の結果を記録し, これを保存する	適切な頻度

4. 点検・検査の実施【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、点検・検査計画に基づいて、点検・検査を実施すること。
- 2) 事業者は、日常点検で異常が発生した場合や事故が発生した場合等は、臨時点検を実施すること。
- 3) 事業者は、本施設の点検・検査に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数または市の定める年数を保管すること。
- 4) 事業者は、本施設の点検・検査結果報告書を作成し、市に報告すること。

5. 補修計画の作成【新設炉のみ】

- 1) 事業者は、業務期間を通じた本施設の補修計画を作成し、市に提出すること。作成した補修計画について、市の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、業務期間を通じた本施設の補修計画について、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、市に提出すること。更新した補修計画については、市の承諾を得ること
- 3) 事業者は、本施設の点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修実施計画を作成し、市に提出すること。作成した各年度の補修実施計画は市の承諾を得ること。
- 4) 事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果に基づき、設備の基本性能を維持するために必要な部分取替、調整等とする。

6. 補修の実施【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は点検・検査結果に基づき、本施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。
- 2) 事業者は、補修に際し、補修工事施工計画書を市に提出し、承諾を得ること。
- 3) 事業者は、各設備・機器の補修に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数または市の定める年数を保管すること。
- 4) 事業者が行うべき補修の範囲は「表 5-2 補修の範囲（参考）」のとおりである。ただし、既設炉に係る定期点検整備は市の所掌とする。
- 5) 「表 5-2 補修の範囲（参考）」のうち、既設炉に係る更正修理、緊急事故保全については、補修工事施工計画書を基に市と協議するものとし、必要と認められる場合には、市の別途負担により事業者が補修を実施する。

表 5-2 補修の範囲（参考）

作業区分			概 要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査または部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう）。	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正または取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全およびパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事故保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、または性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、プラント設備、土木・建築設備のいずれにも該当する。

7. 施設の保全【既設炉・新設炉共通】

事業者は、本施設の建築物、照明・採光設備、給配水衛生設備、空調設備、緑地等の管理・点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に、見学者等第三者が立ち入る箇所については、適切に管理、点検、修理、交換等を行うこと。

8. 機器更新【新設炉のみ】

- 1) 事業者は、業務期間内における本施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した業務期間に渡る更新計画を作成し、市の承諾を得ること。承諾を得た更新計画については、次項に示す長寿命化施設保全計画へ反映すること。
- 2) 事業者は、業務期間中に市が最新の更新計画の作成を求める場合は、最新の更新計画を作成し、市の承諾を得ること。承諾を得た更新計画については、長寿命化施設保全計画へ反映すること。
- 3) 事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において、機器の更新を行うこと。ただし、法令改正、不可抗力によるものは、事業者の費用と責任による機器更新の対象から除くものとする。

9. 長寿命化施設保全計画の作成および実施【新設炉のみ】

- 1) 事業者は、ストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成 27 年 3 月改訂 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）等に基づき、本施設の長寿命化施設保全計画を作成すること。
- 2) 事業者は、点検・検査、補修、更新、精密機能検査等の結果に基づき、毎年度、長寿命化施設保全計画を更新し、その都度、市の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、作成した長寿命化施設保全計画に基づき、本施設の基本性能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査等を実施すること。

10. 改良保全【新設炉のみ】

- 1) 事業者は、改良保全を行う場合は、改良保全に関する計画を提案し、市と協議すること。
- 2) 提案内容に関しては、財産処分を含め、市において判断・了承する。
- 3) 改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、費用は両方で協議する。

11. 備品（機器の予備品および消耗品以外）・什器・物品・用役の調達【既設炉・新設炉共通】

事業者は、備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、市に提出すること。ただし、市の執務スペースにおいて使用される備品・什器・物品・用役等は除く。

12. 備品（機器の予備品および消耗品以外）・什器・物品・用役の管理【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- 2) 事業者は、市からの貸与物については、適切に管理すること。
- 3) 事業者は、本施設内の水道、電気等の用役について、負担すること。ただし、管理棟エリア側の水道料金および下水道料金は除く。

13. 機器の予備品および消耗品等の調達【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、機器の予備品および消耗品等の調達計画を作成し、市に提出すること。
- 2) 機器の予備品については、必要な保守、整備がされていても、破損、損傷、摩耗する確率が高い部品、破損・損傷・摩耗により、施設の運転継続に重大な支障をきたす部品、市販されておらず納入に時間のかかる部品、機器の消耗品であっても予備として置いておくことが望ましい部品等とすること。
- 3) 機器の消耗品は、運転により確実に損耗し、1 年以内に消耗するであろう部品、開放点検時に取り替えの必要な部品等とすること。

14. 機器の予備品および消耗品等の管理【既設炉・新設炉共通】

事業者は、調達計画に基づき調達した機器の予備品および消耗品等を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

第6章 環境管理業務

1. 本施設の環境管理業務【既設炉・新設炉共通】

事業者は、本施設の基本性能（第1章 第4節 8. 参照）を発揮し、関係法令、環境管理基準等を遵守した適切な環境管理業務を行うこと。

2. 環境管理基準【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、管理運営にあたり、「第1章 第4節 6. 環境管理基準」を遵守すること。
- 2) 法改正等により環境管理基準の変更を必要とする場合は、本市と協議すること。

3. 環境保全計画【既設炉・新設炉共通】

事業者は、業務期間中、本施設の環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、市の承諾を得ること。なお、測定頻度等については、法定以上とすること。

事業者は、環境保全計画に基づき、環境管理基準の遵守状況を確認し、市に報告すること。

第7章 安全衛生管理業務

1. 本施設の安全衛生管理業務【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。
- 3) 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 4) 事業者は、作業に必要な保護具および測定器等を整備し、従業員に使用させること。また、保護具および測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 5) 事業者は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第0110第1号，平成26年1月10日）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。
- 6) 事業者は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第0110第1号，平成26年1月10日）に基づき、従業員のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- 7) 事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 8) 安全作業マニュアルは施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- 9) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、市と協議のうえ、施設の改善を行うこと。
- 10) 事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、その結果および結果に対する対策について市に報告すること。
- 11) 事業者は、従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 12) 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に市に連絡し、市の参加について協議すること。
- 13) 事業者は、場内の整理整頓および清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

2. 作業環境保全基準【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、本施設のダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を定めること。
- 2) 事業者は、本施設の管理運営にあたり、作業環境保全基準を遵守すること。
- 3) 法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、市と協議すること。

3. 作業環境保全計画【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、業務期間中、本施設の作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要

- な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し，市の承諾を得ること。
- 2) 事業者は，作業環境保全計画に基づき，作業環境保全基準の遵守状況を確認し，市に報告すること。

第8章 情報管理業務

1. 情報管理業務【既設炉・新設炉共通】

事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。

2. 運転管理記録報告【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、廃棄物搬入量、廃棄物搬出量、副資材搬入量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は、市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 運転記録に関するデータを法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。
- 4) その他、住民からの苦情、事故等の市が報告を求める事項について、速やかに報告すること。

3. 点検・検査報告【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 計画書、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 事業者は、点検・検査に関するデータを、法令等で定める年数または市の定める年数を保管すること。

4. 補修・更新報告【既設炉・新設炉共通、既設炉の更新を除く】

- 1) 事業者は、補修計画を記載した補修計画書、補修結果を記載した補修結果報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 事業者は、新設炉についての更新計画を記載した更新計画書、更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、市に提出すること。
- 3) 計画書、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は市と協議のうえ、決定すること。
- 4) 事業者は、補修・更新に関するデータを、法令等で定める年数または市の定める年数を保管すること。

5. 調達結果報告【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、備品（機器の予備品および消耗品を含む）・什器・物品・用役等の調達結果を記載した調達報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 事業者は、調達に関するデータを、法令等で定める年数または市の定める年数を保管すること。

6. 環境保全報告【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 事業者は、環境保全に関するデータを、法令等で定める年数または市の定める年数を保管すること。

7. 作業環境保全報告【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 事業者は、作業環境管理に関するデータを、法令等で定める年数または市の定める年数を保管すること。

8. 施設情報管理【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- 2) 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 3) 本業務の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については、市と協議のうえ決定すること。

9. 一般廃棄物処理施設の維持管理の記録に関する報告【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく一般廃棄物処理施設の維持管理の記録について、市が公表できるように、本施設に関する維持管理の記録を報告すること。
- 2) 報告内容および頻度については、市の指示に従うこと。

10. その他管理記録報告【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、または事業者が自主的に管理記録する項目のうち、市が要望する管理記録について、管理記録報告を作成し、提出すること。
- 2) 提出頻度・時期・詳細項目については、市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 事業者は、市が要望する管理記録を、法令等で定める年数または市の定める年数を保管すること。

11. 情報公開支援【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、本施設に関するホームページを作成し、本施設の概要、各種法定検査結果等の公表を行うこと。ホームページに記載する内容については、市との協議により決定する。
- 2) 事業者は、環境保全モニタリング装置において排ガス測定結果等の公表を行う。

第9章 市が行う売電等に係る支援

1. 売電の事務手続き【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、売電に係る事務手続きに協力しなければならない。なお、売電収益は市に帰属するものとする。
- 2) 事業者は、本施設を安全・安定的に運転することを前提に、温室効果ガス排出量を極力削減するよう本施設のエネルギー使用量の削減を図るとともに、本施設の基本性能を発揮し、発電量を可能な限り確保すること。
- 3) 事業者は、年間発電計画書を毎年作成しなければならない。計画書については、市の承諾を得ること。
- 4) 売電（F I T含む）は、本施設で発電した電力（本施設の自家消費、自営線による供給分を除いた分）の範囲内で供給するものとする。その供給量については、発注者との協議により決定するが、随時対応できるようにすること。

第 10 章 自営線による電力供給

1. エネルギー需給調整【全面供用開始以降】

- 1) 本施設の運転に際しては、蒸気タービンによる発電（余剰電力は自営線による近隣公共施設への電力供給および売電）を行うほか、場内利用（し尿処理施設を含む）および場外への熱供給（下水処理場汚泥処理施設へ汚泥の消化槽加温に用いる温水と汚泥の乾燥に用いる蒸気の供給、公衆浴場「日乃出いこいの家」への温水供給）を行うため、事業者は、市と協議のうえ、エネルギー需給調整計画を作成すること。なお、配管の管理区分は、本事業で敷設した箇所とする。

2. 近隣公共施設への自営線による電力供給【全面供用開始以降】

- 1) 事業者は、エネルギー需給調整計画および各供給先との連絡・調整結果に従い、自営線による電力供給を行うものとする。
- 2) 自営線による電力供給は、本施設で発電した電力（本施設の自家消費を除いた分）の範囲内で供給するものとする。
- 3) 定期修繕等により電力供給が停止する場合は、事前に供給先施設に連絡を行うものとする。
- 4) 自営線の管理区分は、自営線敷設工事（別途工事）の施工範囲までとする。
- 5) その他自営線による電力供給に必要な業務支援

第 1 1 章 関連業務

事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

1. 清掃【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、本施設内の清掃計画を作成し、市の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。
- 3) 事業者は、清掃工場敷地内の樹木の剪定、除草および施設周辺清掃を年2回程度行うこと。

2. 除雪【既設炉・新設炉共通】

- 1) 本施設はロードヒーティングを敷設する予定であるが、その他必要箇所の除雪を行い、搬入出車両の走行、施設の運転に支障がないようにすること。また、必要に応じて施設内および市が指定する範囲の除雪作業を行い、特に屋根からのつらら、落雪が生じないようにすること。
- 2) 除雪用重機は、本施設で使用するものの兼用を認めるが、不足のある場合には事業者で手配すること。

3. 防火・防災管理【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備し、市の承諾を得て、届出を行うこと。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に報告すること。
- 2) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火・防災管理上、問題がある場合は、市と協議のうえ、施設の改善を行うこと。
- 3) 事業者は、特にごみピット等については、入念な防火管理を行うこと。
- 4) 事業者は、定期的に消防訓練、避難訓練等を行うこと。

4. 施設警備・防犯【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、本施設内の施設警備防犯体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した施設警備防犯体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に報告すること。
- 3) 事業者は、本施設内の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

5. 見学者対応【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、見学者の受付を行い、施設の稼動状況および環境保全状況等の説明を行い、見学者の理解を得るように努めること。なお、行政視察等については、市へ協力を行うこと。
- 2) 事業者は、設計建設期間中に見学者説明要領書を作成し、設計建設期間終了までに市の承諾を得ること。なお、清掃工場の見学者対応に必要なパンフレット・設備等については、市と協議のうえ、設計建設期間終了後、速やかに完成させ、市に提出すること。

6. 住民対応【既設炉・新設炉共通】

- 1) 事業者は、常に適切な管理運営を行うことにより、周辺住民の信頼と理解、協力を得ること。
- 2) 事業者は、本施設の管理運営に関して、住民等から意見等があった場合、適切に対応し、市に報告すること。
- 3) 事業者は、本施設の管理運営に関する住民対応について、市と緊密な連絡体制を構築するとともに、住民に対して誠意をもって対応すること。
- 4) 事業者は、市が地元団体と結ぶ覚書、公害防止協定書等を十分理解し、市に協力すること。なお、緊急時における地元団体との連絡体制を整備すること。
- 5) 市において、罹災ごみ、災害ごみ等が発生した場合、住民へのごみ分別方法の周知活動に対し、事業者は、市へ協力を行うこと。

別紙 1 管理運営業務範囲

管理運営業務範囲		工場棟			管理棟	計量棟	その他
		新設炉		既設炉			
		更新設備	既設流用				
1	受付管理業務	協力					
2	運転管理業務						
1)	施設の運転管理	○					
2)	搬入物の性状分析	○					
3)	搬入管理	○					
4)	適正処理	○					
5)	適正運転	○					
6)	灰搬出車両への積込	○					
7)	委託業者への引渡し等	○					
8)	搬出物の性状分析	○					
9)	運転計画の作成	○				○	
10)	運転管理マニュアルの作成	○				○	○
11)	運転管理記録の作成	○					
3	維持管理業務						
1)	施設の維持管理・機能維持	○			○	○	○
2)	点検・検査計画の作成	○			○	○	○
3)	点検・検査の実施	○			○	○	○
4)	補修計画の作成	○			○	○	○
5)	補修の実施	○		△	○	○	○
6)	施設の保全	○		○	○	○	○
7)	機器更新	○			○	○	○
8)	長寿命化施設保全計画の作成および実施	○	△		○	○	○
9)	改良保全	○			○	○	○
10)	備品・什器・物品・用役の調達	○			○	○	○
11)	備品・什器・物品・用役の管理	○			○	○	○
12)	機器の予備品および消耗品等の調達	○				○	
13)	機器の予備品および消耗品等の管理	○				○	
4	環境管理業務						
1)	施設の環境管理	○			○	○	○
2)	環境保全計画の作成・報告	○			○	○	○
5	安全衛生管理業務						

管理運営業務範囲		工場棟			管理棟	計量棟	その他
		新設炉		既設炉			
		更新設備	既設流用				
1)	施設の安全衛生管理	○			○	○	○
2)	作業環境保全基準の設定	○			○	○	○
3)	作業環境保全計画の作成・報告	○			○	○	○
6	情報管理業務						
1)	運転管理記録報告	○			○		○
2)	点検・検査報告	○			○	○	○
3)	補修・更新報告	○		○	○	○	○
4)	調達結果報告	○			○	○	○
5)	環境保全報告	○			○	○	○
6)	作業環境保全報告	○			○	○	○
7)	施設情報管理	○			○	○	○
8)	一般廃棄物処理施設の維持管理の記録に関する報告	○			○	○	○
9)	その他管理記録報告	○			○	○	○
10)	情報公開支援	○			○	○	○
7	売電等に係る支援	○					
8	自営線による電力供給						
1)	エネルギー需給調整	○			○	○	○
2)	自営線による電力供給	○			○	○	○
9	関連業務						
1)	清掃	○					○
2)	除雪	○			○	○	○
3)	防火・防災管理	○			○	○	○
4)	施設警備・防犯	○			○	○	○
5)	見学者対応	○					
6)	住民対応	○					

別紙 2

令和元年度の日乃出清掃工場の受入基準（参考）

別図 1 に示す受入禁止物（燃やせるごみ以外の分別区分、市で収集できないごみ）を受け入れてはならない。

別図 1 受入基準

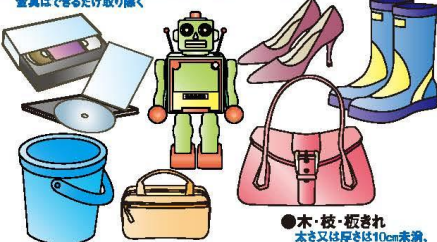
6. 家庭ごみの分け方・出し方

地域ごとに路線と収集日を決め、「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「プラスチック容器包装」・「缶・びん・ペットボトル」の4分別で収集しています。ごみは、収集日の午前8時30分(東部4地域は午前8時)までに出してください。分け方と出し方は次のとおりです。

有料 燃やせるごみ

ごみ処理券は出すものに直接貼ってください

●プラスチック製品(50cm未満)・皮革・ゴム類など
金具はできるだけ取り除く



●布
●衣類(拠点回収もしています)
素材にかかわらずすべて



●ふとん
1枚ごとにしぼって
ごみ処理券を貼る



●生ごみ(貝殻を含む) 十分に水を切る
●食用油 紙・布などに覆すか、新聞紙で囲めて
●草・葉 土を落とし、乾燥させて指定ごみ袋に
●ペット用トイレ砂など
●紙オムツ 汚物はトイレへ流してから
●紙くず



●木・板・板ざれ
太さ又は厚さは10cm未満、
長さ90cm未満に切って束ねる



●80cm以上の長さの物は
ごみ処理券は出すものに直接貼ってください

有料 燃やせないごみ

ごみ処理券は出すものに直接貼ってください

●金属・ガラス類など



●じゅうたん(6畳未満)
1辺を50cm未満に切断した場合は
「燃やせるごみ」へ



●カセットガスボンベ
スプレー缶
必ず中身は出し切り、出来るだけ他の
「燃やせないごみ」
と一緒に出して
ください



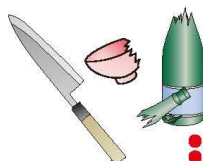
●家庭用薬や農薬類などの
土・砂・石
後が壊れない程度に少量ずつ

●50cm以上のプラスチック製品
●20cmを超える缶

●ボータブル
ストーブ
灯油を完全に
抜き、電池を
はずす



刃物や割れたガラスなどは厚紙に
包んでそれぞれ表示をする



ご注意ください 収集できません




ダンボール箱や透明袋(指定ごみ袋以外)に「ごみ
処理券」を貼って、ごみを出すことはできません。

無料

プラスチック容器包装

中が黒い
袋に入っている

★中身を取り除く
★きれいに洗う
★ふたは必ずはずす

このマークのついているもの
※汚れの落ちないものは「燃やせるごみ」へ

●チューブ類



●ネット



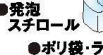
●トレイ・バック・カップ類



●アルミとの複合素材



●発泡スチロール



●ブラボトル・ふた



●ポリ袋・ラップ類



プラスチック容器包装ってなに??

プラスチック容器包装とは、プラスチック製（ビニール・ナイロン・ポリ）で商品が入っていたもの（容器）や包んでいたもの（包装）で、商品を消費したり取り出した時に不要となるものです。



上記のものはプラスチック容器包装ではありません！

50cm未満の大きさのものは「燃やせるごみ」

50cm以上の大きさのものは「燃やせないごみ」となります。

無料 缶・びん・ペットボトル

※中身を取り除き、必ずびん・ペットボトルのふたは必ずはずす
※ペットボトルのラベルをはがす

●缶 20cm 以下のもの

●びん

●ペットボトル マークのある PET

・紙製のふた・コルク栓は「燃やせるごみ」へ
・金属製のふたは「燃やせないごみ」へ
・プラスチック製のふたやラベルは「プラスチック容器包装」へ

無料 乾電池

●マンガン電池・アルカリ電池
町会館・各支所などに、回収箱を常時設置しています

●収集しない電池
●ボタン・コイン電池
●ニッケル水素電池
●リチウムイオン電池
●小型バッテリーなど
回収箱のある販売店へ

市で収集しないごみ（家電4品目）

■テレビ・エアコン・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機（衣類乾燥機）

・カーナビ・車載用テレビや携帯式液晶テレビなどを除く。

処理方法

- 購入したお店、または新たに購入するお店に引き取りを依頼する
- 収集運搬許可業者に引き取りを依頼する
・函館清掃事業協同組合（☎54-3565）が紹介します。
- 自分で持ち込む
○指定取引場所に持ち込む場合
（事前に郵便局で再商品化料金の振り込みが必要）
・関馬場本商店 西結梗町855-2 ☎49-6668
・日本通運 万代町18-12 ☎43-7772
○中間処理施設に持ち込む場合
・関クロダリサイクル 西結梗町246-27 ☎49-8880
（全メーカーの家電品取り扱い）
・関馬場本商店 西結梗町112-2 ☎49-6668
（再生利用できない家電品に限る）

■引越しや大掃除などで多量に出たごみは、収集できません。
一度に出す場合は、自分で処理施設に持ち込むか、収集運搬許可業者に依頼してください。

有料 粗大ごみ

申し込み制
1 電話で申し込む
2 指定されたごみ処理券を貼る
3 指定された収集日に出す

申し込み先 函館市環境部 電話 ☎51-5163

重量がおおむね10kg以上100kg以下のもの、辺りまたは高さがおおむね2m以下のものが対象です。

●自転車
子供用自転車は「燃やせないごみ」で収集します
●じゅうたん（6畳以上）

●家具類
●大型ストーブ（燃焼式・FF式）

市で収集しないごみ（パソコン・適正処理困難物等）

■パソコン・ワープロ
○各メーカーに問い合わせる。（パソコンのみ）
○収集運搬許可業者に引き取りを依頼する
・函館清掃事業協同組合（☎54-3565）が紹介します。
○中間処理施設に持ち込む場合
・関クロダリサイクル
西結梗町246-27 ☎49-8880
・関馬場本商店
西結梗町112-2 ☎49-6668

■90リットル以上の灯油タンク・電子レンジ・オープンレンジ
○収集運搬許可業者に引き取りを依頼する
・函館清掃事業協同組合（☎54-3565）が紹介します。
○自分で持ち込む
・関クロダリサイクル
西結梗町246-27 ☎49-8880
・関馬場本商店
西結梗町112-2 ☎49-6668

■適正な処理が困難なもの（タイヤ・バッテリー・消火器など）
○収集運搬許可業者に引き取りを依頼する
・函館清掃事業協同組合（☎54-3565）が紹介します。
○ガソリンスタンド・自動車整備工場
・カー用品店などへ問い合わせる。

事業所から出るごみは、市では収集しません。
事業所で分別し、直接中間処理施設に持ち込むか、許可業者に収集・運搬を依頼してください。

お問い合わせ 清掃事業課 ☎51-0796

出典：令和元年度清掃事業概要（函館市環境部）

別紙3 清掃工場への搬入廃棄物計画量（参考）

①清掃工場への月別搬入廃棄物計画量（参考）

設計建設期間のうち、令和4～9年度の月別搬入廃棄物計画量を以下に示す。

令和4年度	月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	搬入量	t	6,042	6,918	7,122	7,096	7,597	7,159	6,494	5,901	6,539	4,708	4,597	6,282	76,455

令和5年度	月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	搬入量	t	5,685	6,953	7,176	7,136	7,352	6,860	6,619	5,744	6,183	4,619	4,759	5,979	75,065

令和6年度	月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	搬入量	t	6,202	6,640	6,525	7,339	7,105	6,676	6,450	5,547	6,244	4,492	4,455	5,615	73,290

令和7年度	月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	搬入量	t	5,763	6,459	6,641	7,023	6,594	6,805	6,197	5,138	6,203	4,367	4,330	5,681	71,201

令和8年度	月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	搬入量	t	5,688	6,149	6,911	6,927	6,678	6,443	6,135	5,375	5,990	4,335	4,298	5,746	70,675

令和9年度	月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	搬入量	t	5,770	6,268	6,532	6,842	6,826	6,367	5,793	5,605	5,947	4,274	4,568	5,555	70,347

②設計建設期間後の清掃工場への搬入廃棄物計画量（参考）

管理運営期間のうち、令和10～25年度の年度別搬入廃棄物計画量を以下に示す。

年度		令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	令和19
搬入量	t	69,643	69,139	68,642	68,304	67,603	67,094	66,595	66,281	65,582	65,073

年度		令和20	令和21	令和22	令和23	令和24	令和25
搬入量	t	64,572	64,255	63,595	63,101	62,616	62,307

